

# 新株予約権付社債(転換社債・ワラント債)委託手数料算出法

相生証券株式会社

売付又は買付につき

約 定 代 金	算 出 法
1,000,000 円以下の場合	約定代金の 1.000 % × 1.10
1,000,000 円超 5,000,000 円以下の場合	(約定代金の 0.900 % + 1,000) × 1.10
5,000,000 円超 10,000,000 円以下の場合	(約定代金の 0.700 % + 11,000) × 1.10
10,000,000 円超 30,000,000 円以下の場合	(約定代金の 0.550 % + 26,000) × 1.10
30,000,000 円超 50,000,000 円以下の場合	(約定代金の 0.400 % + 71,000) × 1.10
50,000,000 円超の場合	298,100 円

※上表で計算された手数料金額が2,750円を下回った場合は、2,750円(税込)とします。

※上表の約定代金は1口注文によるものであり、同一銘柄につき同一日に成立したものをさします。

※ワラント債のワラントのみの委託手数料は、株式の委託手数料を適用します。

※円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

(令和元年10月 改正)